

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月

私は、昭和 54 年 1 月から国民年金に任意加入していたが、57 年 4 月からは任意加入をやめようと思い、申出は事前に行わなければならないと思ったので同年 3 月に市役所の出張所で国民年金の被保険者資格喪失の申出の手続を行った。56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料は前納していたので、同年 4 月に被保険者資格を喪失するものと思っていたのに、同年 3 月に被保険者資格が喪失していることを最近知った。

前納していた申立期間の保険料は、資格喪失後の期間に係る納付であるため還付するとのことだが、当時、出張所の窓口で昭和 57 年 3 月の保険料が還付されるとは聞いていなかったため、還付するのではなく、納付済期間として年金給付に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を 56 年 4 月 7 日に前納した領収証書を所持しており、申立期間の保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び特殊台帳並びに申立人が所持する年金手帳において、申立人は昭和 57 年 3 月 31 日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立期間は国民年金の任意未加入期間であるとして、申立期間の保険料は平成 24 年 7 月 5 日に年金事務所において還付決定されている。

しかし、申立期間の保険料は未加入期間に対する納付であるから、申立人が被保険者資格喪失の申出の手続を行った昭和 57 年 3 月以後、速やかに還付処理が行われるべきところ、上記被保険者名簿及び上記特殊台帳に

において、還付された事実は認められず、申立期間の保険料は 30 年以上の長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかであることを踏まえると、申立期間に国民年金被保険者でないことを理由として申立期間の被保険者資格及び保険料の納付を認めないことは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社本社に入社し、同年7月1日に同社C工場に配属され、59年3月20日に退社するまで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、40年6月1日から同年7月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査の上、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書、社員退職金計算書及び雇用保険の加入記録並びに申立人と同時に入社し、A社C工場と一緒に異動した複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人とA社本社に同日付けで採用され、同社C工場に同日付けで異動した元同僚10人全員について、1か月の被保険者期間の欠落が生じているところ、これら対象者

の全ての被保険者記録について、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 1 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 6 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社本社に入社し、同年7月1日に同社C工場に配属され、55年6月20日に退社するまで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、40年6月1日から同年7月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査の上、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿、社員退職金計算書及び雇用保険の加入記録並びに申立人と同時に入社し、A社C工場と一緒に異動した複数の元同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和40年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人とA社本社に同日付けで採用され、同社C工場に同日付けで異動した元同僚10人全員について、1か月の被保険者期間の欠落が生じているところ、これら対象者

の全ての被保険者記録について、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 1 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 6 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月15日から同年8月1日まで

私は、A社に昭和37年4月から58年8月末まで継続して勤務していたが、同社B工場からC県D市に建設中の同社E工場に転勤をしたときの申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録に空白の期間が生じている。人事異動は同じ会社内であり、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事記録、申立人から提出された給与明細書、元同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（人事記録上は、昭和39年6月15日にA社B工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社は、「本来なら、申立人の当社B工場における資格喪失日を当社E工場の新規適用日である昭和39年8月1日とすべきであった。」と回答していることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は39年8月1日であると認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録及び給与明細書から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係るA社B工場の資格喪失日を昭和39年8月1日として届け出るべきところを誤って同年6月15日として社会保険事務所に届け出たと認めていることから、事業主が同年6月15日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年8月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月15日から同年9月1日まで

私の夫は、昭和43年4月から平成2年12月末日まで、A社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C(部門)から提出された申立人に係る人事カード、雇用保険の加入記録及び事業主回答書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和48年8月15日にA社D支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における資格取得時の社会保険事務所(当時)の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B支店の資格取得日を昭和48年8月15日として届け出るべきところ、誤って同年9月1日として社会保険事務所に届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和35年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社を途中で辞めたことはなく、同じ場所で同じ仕事をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料を保管しておらず不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和35年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉国民年金 事案 4407

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月及び同年4月

私は、平成9年8月下旬に、夫の転勤に伴い、国民年金被保険者の住所変更手続を行うためA市B区役所に行った際、申立期間を含む複数の期間の国民年金保険料が未納であると指摘された。今なら特別に納付できると説明されたので、その場で指摘された全ての期間の保険料を納付したのに、申立期間の保険料のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成8年10月下旬に払い出され、この時期に申立人は国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、同年10月を基準にすると、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、平成9年8月下旬にA市B区役所において申立期間を含む複数の未納期間の保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録において、申立人の第1号被保険者としての資格記録は、申立期間のほかに2年10月10日から同年10月11日までの期間及び8年9月1日から同年9月25日までの期間の2回確認できるとともに、当該各期間の直後は、同一の月において第1号被保険者から第2号被保険者又は第3号被保険者となっていることが確認できる。

一方、被保険者期間の計算については、国民年金法第11条の2において、「同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなす。」と規定

され、これらの被保険者期間に基づき徴収される保険料については、同法第 87 条において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されている。

これらのことを踏まえると、平成 2 年 10 月 10 日から同年 10 月 11 日までの期間及び 8 年 9 月 1 日から同年 9 月 25 日までの期間において、申立人は第 1 号被保険者としての資格は有するものの、2 年 10 月及び 8 年 9 月における最後の被保険者種別は第 1 号被保険者ではなく、当該各月に係る保険料の納付は不要である上、当該各月に保険料が納付された場合、保険料は過誤納となり、還付されることとなるが、オンライン記録において、当該各月に係る保険料が還付された形跡は見当たらず、還付記録も無いことから、申立期間を含む複数の未納期間の保険料を納付したとする申立人の申述には不自然さがうかがえる。

さらに、A 市は、「当時、区役所の窓口では現年度保険料の収納は行っていたが、過年度保険料の収納については社会保険事務所（当時）の事務と定められていたため、市では行っていない。」と回答している。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から52年3月まで

私は、申立期間当時は学生であったが、私の父が私の国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は学生であったが、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年11月30日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は53年2月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる上、加入時点を基準にすると、申立期間の大半の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は加入手続及び申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっており、申立人の加入手続及び申立期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は108か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4409

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 11 月 7 日に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、平成 20 年 1 月 9 日作成のねんきん特別便には、私の年金加入記録は厚生年金保険の被保険者記録しか記載されていなかった。国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、次のねんきん定期便では、昭和 61 年 4 月からの保険料の納付記録は確認できたが、申立期間に係る保険料の納付記録は確認できないとの回答であった。私は、銀行あるいは郵便局で保険料を納付した記憶があり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 11 月 7 日に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、61 年 8 月 21 日に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された 5,000 件の手帳記号番号のうちの一つであることが確認でき、申立人の加入手続はこの払出日以降に行われ、その際、53 年 11 月 7 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、61 年 8 月を基準にすると、申立期間のうち 59 年 6 月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち昭和 59 年 7 月以後の保険料については、61 年 8 月時点では過年度納付が可能であるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと述べていることから、申立人が当該期間の保険料を過年度納

付していたとは推認し難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号
払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が
払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 89 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納
付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに
申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たら
ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 21 日頃から同年 7 月 21 日頃まで
私は、申立期間当時、A社のB（部門）に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人の履歴書（昭和 61 年 2 月 6 日付け）が見つかったので、勤務期間は分からないが、申立人は、当社に勤務していたと思う。」と回答している上、元同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたと認められる。

しかし、当該事業所は、「申立人の履歴書の本人希望記入欄にアルバイトと記載されているので、社会保険に加入させなかったのかもしれない。念のために、C健康保険組合に問い合わせたが、申立人が資格取得していたかは分からなかった。なお、履歴書以外に、勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保有していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、元同僚は、「申立人はアルバイトとしての雇用だったと思う。アルバイトは、社会保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立期間の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4869（事案 1801 及び 4673 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 27 年 3 月に A 社に入社し、38 年 7 月まで勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、再度審議してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 元同僚に対する調査結果から、A 社は、一定期間に採用した者について昭和 34 年 7 月及び同年 10 月に厚生年金保険の被保険者資格取得をまとめて行ったことが考えられること、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格は同年 7 月 1 日取得、38 年 7 月 4 日喪失と記録されていること、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 5 月 12 日及び 24 年 7 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして複数枚にわたる文書に自身の主張をまとめて提出しているところ、申立人は、これ以外に新たな資料等はないと述べており、ほかに申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情が見当たらない状況において、その主張のみでは、これまでの当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4870 (事案 4295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 4 月 1 日から同年 7 月 21 日まで
② 平成 12 年 11 月 21 日から 13 年 2 月 1 日まで

私は、A社(現在は、B社が承継)に平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 1 月 31 日までの期間、勤務しており、12 年 7 月には賞与を支給された記憶もあるが、厚生年金保険の被保険者記録は申立期間①及び②が欠落しており、納得できない。12 年分及び 13 年分の所得税の確定申告書(控)を添えて再申立てするので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社における申立人の人事記録により、申立人の入社日は平成 12 年 7 月 21 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していること、ii) 申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、当該事業所において申立期間①当時に厚生年金被保険者であった複数の者に対し申立人の勤務実態について照会したが、勤務実態が確認できる供述は得られなかったこと、iii) 健康保険組合及び雇用保険の加入記録において、申立人の資格取得日はいずれも同年 7 月 21 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、23 年 12 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて申立人は、新たな資料として平成 12 年分の所得税の確定申告書を提出し、「平成 12 年 4 月 1 日から A 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該確定申告書に記載された社会保険料控除額は、B 社から

提出された給与台帳（平成 12 年 8 月から同年 12 月までの支払分）により確認できる同控除額、申立人が A 社の直前まで勤務していた別の事業所から提出された 12 年分給与所得の源泉徴収票から確認できる同控除額及び当該確定申告書に記載されている同年の国民健康保険料を合算した金額とおおむね一致しており、申立期間①の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、平成 12 年 7 月に賞与の支給を受けたと主張しているが、B 社から提出された賞与明細書により、同年 12 月 8 日に 20 万円の賞与が申立人に支給されている以外に賞与の支給は確認できない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 今回の申立てにおいて新たに追加された申立期間②について、申立人は、「A 社には平成 13 年 1 月 31 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、申立期間②のうち、12 年 11 月 21 日から 13 年 1 月 21 日までの期間は、B 社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間②当時の厚生年金保険被保険者の加入年齢の上限は 65 歳であり、オンライン記録及び A 社が加入していた C 厚生年金基金の加入記録を保有する D 企業年金基金の回答から、申立人は、平成 12 年 * 月 * 日に 65 歳に到達したため、同日に厚生年金保険被保険者の資格及び厚生年金基金加入員の資格を喪失していることが確認できる。

また、B 社から提出された申立人に係る給与台帳によると、平成 12 年 11 月から 13 年 1 月までに支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。